

令和3年第12回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年12月6日(月) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 3-2・3会議室
3. 出席委員 11(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
欠席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
欠席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
欠席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局
江本 昭二郎
門田 純二
産業課 小林 大輝

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第42号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第43号 農地法第4条の規程による許可申請について
- 第4 議案第44号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第5 議案第45号 令和3年度農用地利用集積計画書(案)について
- 第6 議案第46号 農業委員の辞任申し入れについて
- 第7 報告事項
- 第8 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和3年 第12回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、11名です。定足数に達しています。ただいまから令和3年第12回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、2番：宮野委員と3番：蛭崎委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程第2、議案第42号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第42号の1、申請人：■■■■■■■■■■さんの件について、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、■■■■■■■■■■さんは退席願ひします。

(■■■■■■■■■■委員退席)

議長（蛭崎会長） それでは、椎野委員さんから説明をお願いします。

4番（椎野委員） この案件につきましては、伝法寺集会所周辺の農地です。今回、■■■■■■■■■■さんが所有者の■■■■■■■■■■在住の■■■■■■■■■■さんから贈与にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第42号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
退席した委員は、席にお戻りください。

（ 委員着席）

続きまして、議案第42号の2、申請人： さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1番（出口委員） この案件につきましては、下城井郵便局から南西に10.0m程行った所にある農地です。今回、 さんが所有者の 在住の さんから売買にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第42号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第42号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

議長（蛭崎会長） 続きます。議案第42号の3、申請人：[]さんの件について、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきましては、小原集会所から北に200m程行った所にある農地です。今回、[]さんが所有者の[]在住の[]さんから売買にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第42号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第42号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きます。議案第42号の4、申請人：[]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、坂本公民館から南に200m程行ったところにある農地です。今回、[]さんが所有者の[]在住の[]さんから贈与にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第42号の4については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第42号の4、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第42号の5、申請人：[]さんの件について、椎野委員さんから説明をお願いします。

4番（椎野委員）

この案件につきましては、伝法寺集会所から南に200m程行った所にある農地です。今回、[]さんが所有者の[]在住の[]さんから売買にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの5番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第42号の5については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第42号の5、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第42号の6、申請人：[]さんの件について、宮野委員さんから説明をお願いします。

2番（宮野委員）

この案件につきましては、県道椎田勝山線の椎田インター交差点から南西に200m程行った所にある農地です。今回、[]さんが所有者の[]在住の[]さんから売買にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの6番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第42号の6については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第42号の6、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第43号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第43号の1、申請人：[REDACTED]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、下岩丸公民館から南に200m程行った所にある農地で申請地農地区分は、生産性の低い第2種農地で、集落接続及び代替地の必要がないことから転用可能な農地と判断します。
今回、申請人の[REDACTED]さんが、相続の際、一般住宅の進入路が農地転用許可を得ずに作成されたものと判明、添付資料で始末書もある通り、父親が自己所有の畑の一部を宅地への進入路として使用してきたもので、今回転用申請をしたということです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮かりいたします。
議案第43号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第43号の1、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第43号の2、申請人：[]さんの件については、事務局からも説明ありました通り、取下げといたします。
続きまして、議案第43号の3、申請人：[]さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員） この案件につきましては、築城郵便局から北西に300m程行った所にある農地で、以前5条申請で令和2年4月27日に許可している案件です。以前の転用目的が太陽光発電設備でしたが、今回は転用目的が集合住宅になったことによる計画変更申請になります。
事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮かりいたします。
議案第43号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第43号の3、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第44号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長）

事務局の朗読が終わりました。

議案第44号の1、申請人：[]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この案件につきましては、上岩丸公民館から南に200m程行った所にある農地で申請地農地区分は、生産性の低い第2種農地であり、集落接続及び代替地検討の必要がないことから転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の[]
[]在住の[]さんが、[]在住の[]さんから土地建物を贈与で取得するものです。添付資料に始末書もついておりますが、祖父が農地転用の手続きをせず、一般住宅を建築していたため今回の申請を行ったものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第44号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第4、議案第44号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

続きまして、議案第44号の2、申請人：[]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この案件につきましては、八津田小学校から南に300m程行った所にある農地で、申請地農地区分は第1種農地に該当しますが、例外規定の集落に接続している農地であることから転用可能な農地と判断します。

今回、申請人である[]在住の[]さんが、[]
[]在住の[]さんから農地を売買により取得、資材置場・駐車場として利用するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮かりいたします。
議案第44号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第44号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第44号の3、申請人：■■■■■■■■■■さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、下日奈古公民館から北に200m程行った所にある農地で、申請地農地区分は第1種農地に該当しますが、例外規定の集落に接続している農地であることから転用可能な農地と考えられます。今回、申請人である■■■■■■■■■■在住の■■■■■■■■■■さんが、■■■■■■■■■■在住の■■■■■■■■■■さんから農地を贈与により取得、一般住宅として利用するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮かりいたします。
議案第44号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第44号の3、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第44号の4、申請人：■■■■■■■■■■さんの件について、先ほど事務局から説明ありました通り、農地法第5条申請ではなくでは農地法第3条申請に切り替えるということでしたので、取下げといたします。

日程第5、議案第45号

議長（蛭崎会長） 日程第5、議案第45号「令和3年度農地利用集積計画書（案）について」を議題とします。産業課に議案の説明を求めます。

産業課 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 産業課の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第46号

議長（蛭崎会長） 日程第6、議案第46号「農業委員の辞任申し入れについて」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 令和3年11月24日■■■■委員本人から会長あてに辞任届が提出されました。農業委員会法第13条（委員等の辞任）に委員は正当な理由があるときは市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるのとあります。農業委員の同意は農業委員会の総会の議決、すなわち辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行うとありますので、今回議案として提案させていただきます。

議長（蛭崎会長） 説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

辞任については正当な理由、委員の過半数の賛成が必要となりますので、この後、決を採るということによろしいでしょうか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
では、■■■■委員の辞任について賛成の方、挙手をお願いします。
賛成が過半数を超えていますので、■■■■委員の辞任の申し入れについては農業委員会として同意いたします。なお、この結果は任命権者である町長へ進達いたします。

日程第7、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第7「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

【 報告事項一括朗読 】

1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件
2. 農業耕作者・管理者名義変更届出 17件
3. 農地法施行規則第29条第1項届出 0件
4. 農地改良行為届出 0件

議長（蛭崎会長） ただいまの提案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

日程第8、その他

議長（蛭崎会長） 事務局なにかありますか。

事務局

福岡県農業会議から農業委員長期在職者表彰に係る推薦として調査依頼がありました。令和3年12月31日に農業委員として在職されている見込みの方でその時点で農業委員の通算期間が15年以上の方が対象になっております。今回築上町農業委員会では吉田委員さんが通算在職期間15年3か月ということで表彰者に該当いたしますので、会長名で推薦をいたしましたので報告いたします。

議長（蛭崎会長） 他にございませんか。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和3年第12回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

2番委員 (宮野 葵 委員) :

宮野 葵

署名委員

3番委員 (蛭崎 幸生 委員) :

蛭崎 幸生
